

平成 28 年第 1 回津南町議会定例会会議録

(3月4日)

招集告示年月日		平成 28 年 2 月 23 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 28 年 3 月 2 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 28 年 3 月 18 日 午前 11 時 37 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	桑原洋子	応・出	13 番	桑原悠	応・出	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	村山郁夫	○	
	副町長	村山昇	○	地域振興課長	江村善文	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	石橋亮一	○	
	農業委員会長	涌井直		教育委員会教育次長	清水修	○	
	監査委員	中島豊	○	会計管理者	桑原松洋	○	
	総務課長	小野塚均	○	病院事務長	桑原次郎	○	
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	丸山吉松	班長	小林武	
会議録署名議員		5 番	恩田 稔		11 番	藤ノ木浩子	

〔付議事件〕

(3月4日)

日程第1	議案第21号	指定管理者の指定について（美雪町集落開発センター）
日程第2	議案第22号	指定管理者の指定について（津南町テレビジョン共同受信施設）
日程第3	議案第23号	指定管理者の指定について（津南町所平克雪管理センター）
日程第4	議案第24号	指定管理者の指定について（津南町地域駐車場）
日程第5	議案第25号	指定管理者の指定について（津南町健康増進施設）
日程第6	議案第26号	指定管理者の指定について（津南町高齢者生活福祉センター）
日程第7	議案第27号	指定管理者の指定について（ニュー・グリーンピア津南スキー場）
日程第8	議案第28号	平成27年度津南町一般会計補正予算（第11号）
日程第9	議案第29号	平成27年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第30号	平成27年度津南町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第31号	平成27年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第32号	平成27年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第33号	平成27年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第34号	財政調整基金の処分について
日程第15	議案第35号	平成28年度津南町一般会計予算
日程第16	議案第36号	平成28年度津南町国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第37号	平成28年度津南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第18	議案第38号	平成28年度津南町介護保険特別会計予算
日程第19	議案第39号	平成28年度津南町簡易水道特別会計予算
日程第20	議案第40号	平成28年度津南町下水道事業特別会計予算
日程第21	議案第41号	平成28年度津南町農業集落排水事業特別会計予算
日程第22	議案第42号	平成28年度津南町病院事業会計予算

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午後 1 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

議案第 21 号 指定管理者の指定について（美雪町集落開発センター）

議長（草津 進）

議案第 21 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長（上村憲司）

公の施設の指定管理を管理を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。

（11 番）藤ノ木浩子

「この美雪町の自治会館は、既に指定管理になっていたものです。」と、今、説明があり、今回、これだけたくさん出てきましたけれども、これ全部がなっていたのかどうか、私の記憶が少しはっきりしないのですが、これから出る指定管理は今までもなっていたのかどうかというのと、もし、そうでなければ、今回、このようにたくさん指定管理にする理由について、ありましたら聞かせてもらいたいのです。

総務課長（小野塚 均）

これから指定管理について、7 本お願いするわけでございます。一番最後の議案第 27 号のニ

ュー・グリーンピア津南のスキー場、これが新たに今回、お願いするものであります。それ以外のものは、更新等でありまして、10年と5年がありまして、5年で更新しているものもあります。高齢者健康増進施設と高齢者生活福祉センター、これについては5年でございます。ですから、今まで2回行われてきているということでございます。今回、なぜこんなに多いのかという関係でございますけれども、10年前にこの指定管理者の制度ができまして、一括して指定をさせていただいたものが更新時期を迎えたということで、今回、これだけの数が出てきたということでございます。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第21号について採決いたします。

議案第21号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 2

議案第22号 指定管理者の指定について（津南町テレビジョン共同受信施設）

議長（草津 進）

議案第22号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、吉野徹議員の退場を求めます。

—（吉野議員退場）—

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

公の施設の指定管理を指定したいから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 22 号について採決いたします。

議案第 22 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

吉野徹議員の入場を許可いたします。

— (吉野議員入場) —

日 程 第 3

議案第 23 号 指定管理者の指定について (津南町所平克雪管理センター)

議長 (草津 進)

議案第 23 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (上村憲司)

公の施設の指定管理を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

総務課長 (小野塚 均)

— (細部について説明を行う。) —

議長 (草津 進)

これより質疑を行いません。

(6 番) 栗原洋子

この克雪センターの件ですが、更新時期が来たということですがけれども、この指定管理者になるということを、この組合長の山田春男さんは御存じなかったみたいです。最近、何年か前に来られた方なのですが、指定管理ということでこのセンターを受けるとするのは、全然話がなかったらしいのです。それで、この管理センターは、集落としても集会所としてよく利用していますし、別に今後も問題ないのですけれども、今後 10 年間ということになると高齢化も進んでくるので、その辺は少し心配らしいのですけれども、— 特に今の状況で変わらないのいいのですけれどね — 本人のところには全然、指定管理者となるんだという説明がいないということでしたけれども、お伺いします。

総務課長 (小野塚 均)

本人の所に話がないということであるならば、そこは大変申し訳ないと思っています。一応、担当に確認しましたら、「全部説明をして了解を得て、ここに議案として上げさせ

てもらったのだ。」ということを私は確認していますが、その辺はどこか行き違いがあったのかもしれない。もし、伝わっていなかったとすれば、大変申し訳ありませんでした。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 23 号について採決いたします。

議案第 23 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 24 号 指定管理者の指定について（津南町地域駐車場）

議長（草津 進）

議案第 24 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

公の施設の指定管理を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。

（4 番）風巻光明

1 点だけ、すみません、お伺いします。各駐車場がこうずっとあるのですけれども、駐車場内にいわれる公衆トイレがあるもの、多分これだと竜ヶ窪の池の駐車場と見玉の駐車場だと思うのですけれども、その辺のトイレの清掃管理というのも、全て含めての指定管理になっているのかどうか。と言いますのは、「公衆トイレなのに冬場はクローズしている。」といろいろ（話が）あるみたいなので、その辺を含めてお聞きしたいのです。トイレのある所と、そのトイレの管理はどうなっているのか。

総務課長（小野塚 均）

トイレの管理は別になっております。それぞれ、竜ヶ窪であると竜ヶ窪の地域の組合みたいなものがありまして、そちらのほうに管理を委託しておりますし、大割野駐車場については町のほうで管理をしていますし、見玉の駐車場につきましても地域の皆さんの組合がありまして、そちらの方に管理をお願いしていると、そのような状況になっております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 24 号について採決いたします。

議案第 24 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 25 号 指定管理者の指定について（津南町健康増進施設）

議長（草津 進）

議案第 25 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

公の施設の指定管理を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

この健康増進施設についてなのですが、指定管理になったものというのは、なかなか私たちにこの施設だけの収支を今までも示してもらっていないので、どういう状況になっているのかというのがわからないのですが、今までの施設の運営の経営状況というのは示していただけないでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

指定管理者のほうからは、毎年度、会計年度が終わった際には、毎年決算報告ということで、財務状況ですとか入込み客の数ですとか、そういったものは当然、町のほうに報告はいただいております。

（11 番）藤ノ木浩子

それを私たちにも見せていただけないかと思うのです。その状況を。それと、今、働いている方がいますよね。それは、「苗場福祉会」のほうに雇われていると思うのですが、今度は、「Tap」がその人を雇うわけですよね。それは、今働いている人との関係では、どういうふうになるのか。改めて、その人たちからは辞めていただいて、新たに人を雇うようになるのか。確か、いろんな方が勤めていらっしゃると思うのですけれども、最初の第3セクターでやっていたときから、ずっと勤めている方もいらっしゃるような気がするのです。そういう人たちが、あそこでずっと勤めながら、会社があっちに行きこっちに行きというような格好になるというのは、働いている方にとってもやはり非常に良くないし、働いている方の身分もきちんと守っていかなくてはならないと思っているのですが、そのことについてと、収支を私たちに示していただきたいのです。

福祉保健課長（高橋秀幸）

その収支につきましては、あとで公表と言いますか、報告はさせていただきたいと思います。それから、職員につきましては、「苗場福祉会」さんの職員にクアハウス業務を行っていただいているわけですが、その方々の意向と言いますか、こういった状況を指定管理が終わるといってお話をしたところ、正職員の方は5名いらっしゃるのですけれども、そのうち4名はクアハウス業務を続けたいという意向でございましたので、「苗場福祉会」を退職されて「Tap」のほうに移って、引き続き継続してクアハウスの業務を行っていただくという予定になっております。

（11 番）藤ノ木浩子

あとで収支のほうを見せていただきたい。本当は今見せていただかないと判断に困っているのですけれど。結局は、指定管理を「Tap」にお願いして、運営費も全て町が持って運営費を出して運営してもらおうという考えなのか、その点について、もう一度お願いします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

運営の形態につきましては、今までどおり同じように管理運営委託料ということで、毎年度、町のほうから委託料を出しまして、それに基づいて「Tap」のほうから運営をしていただきます。建物自体は町のものであるので、修繕費がこれから掛かってきますけれども、それについては町のほうで負担をするということになっております。

(1 番) 半戸義昭

体育館のほうについて少しお伺いしたいのですけれども、今、健常者が体育館を使用する場合、体育館に入るにはクアハウスのほうの玄関から入らないと行かれない、そういう状態になっています。今度は「苗場福祉会」さんが辞められて「Tap」さんになるということで、私どもも喜んではいるのですけれども、前のように体育館の玄関から体育館に行かれるように、今後していただけるのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

今、「苗場福祉会」さんのデイサービスがありますけれども、そこは4月以降もやります。10月の予定ですけれども新しいミニ特養ができますので、それができたら、今の「健康増進センターみさと」は閉鎖する予定になっておりますので、それ以降は、そこを玄関として一きるかどうかは分からないのですけれども— そういった選択は、これからまた協議していければいいかなと思っています。

(1 番) 半戸義昭

だいぶ前から、とにかく不便でしようがないということで、いろいろお話をさせていただいた経緯もあるのですけれども、ぜひとも前のように体育館は体育館の玄関から入って行かれるようにやっていただきたいと思います。冬の間、あの体育館の使用というものは、延べ人数にすればかなりあろうかと思うのです。11月から4月いっぱいくらいまで、あの体育館の使用があるわけですけれども、私が関連しているゲートボール連盟の方々、それから、グランウンドゴルフをやっているの方々、それから、日曜日にはテニスをやっている方々と、非常に利用されておりますので、今までずっとそういう不便な思いをしてまいりましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。

(5 番) 恩田 稔

質疑ではなくて申し訳ないのですけれども、「Tap」も教育委員会からの仕事も恐らくかなり増えたり、今度は福祉保健課のほうの仕事が増えたりして、多分大変になるのだらうと思うのですが、任せたということではなくて、本当に育てたり、一緒にやっていくということをくれぐれもお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

その件につきましては、この前、理事会のほうにも出させてもらったときに、「町のほうでもでき得る限りの協力はする。」というようなお話をしておりますので、そこら辺は承っております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 25 号について採決いたします。

議案第 25 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第 26 号 指定管理者の指定について（津南町高齢者生活福祉センター）

議長（草津 進）

議案第 26 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

公の施設の指定管理を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（2 番）村山道明

以前にも、この高齢者生活福祉センターの運営につきまして質問をさせていただいたのですが、以前は、予算で 800 万円という数字から、その 800 万円という内訳を聞いたわけですが、「人件費が主ですよ。」というお話をされていたわけですが、朝晩数分間を計算して、人件費を掛け算したらどの程度かと計算してみたわけですが、その質問もいったんしたのですけれども、実際に指定管理をすれば、ずっと 5 年間はお願いますわけですが、するにあたって委託費の内訳というか、きちんとした指導、そういうものを必ず行っていきたい。要するに、相談事業、一見回りですよ。高齢者が入っているわけだから一見周りに力点を置いたような人件費と言いましょうか、委託をしていただきたいということをお願いしたいのですが、よろしいですか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

町からの委託料ということで、平成 26 年度の実績でいいますと、約 800 万円の委託料が出ております。これについては、その職場で働く人件費ですとか、光熱費、消耗品等に掛かった経費ということで、それについては精算ということで、厳密に当初委託料をそっくりということではなくて、その高齢者生活福祉センター分として掛かった分について厳密に年度末に計算して精算すると。だから、余れば町のほうに返還してもらおうというような手続を取っておりますので、そこら辺は報告はいただいております。

（3 番）石田タマエ

1 点伺わせてください。高齢者生活福祉センターというのは、上の住宅部分だけではなくて、下の通所部分も含まれたということでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

そのとおりです。1 階と 2 階両方で、高齢者生活福祉センターということでございます。

（3 番）石田タマエ

そうしますと、1 階の通所部分については、管理委託料と言いますか、経費が発生するのでしょうか。支払わなければならないというのがあるのでしょうか。それとも、そこはサービス施設という位置付けになるのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

デイサービス部分につきましても、職員の方が働いていらっしゃいますので、そういった部分の人件費ですとか、水道光熱費だとか、掛かっております。そこと、2 階の居住部分と一括してということですので、当然、その中には含まれております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 26 号について採決いたします。

議案第 26 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第 27 号 指定管理者の指定について（ニュー・グリーンピア津南スキー場）

議長（草津 進）

議案第 27 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

公の施設の指定管理を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

最終的には、「(株)津南高原開発」に決まったわけですが、この議案が通ってからでしょうけれども、協定書というのをまた作るとおっしゃっていましたが、その協定書を作るスケジュールと、その全体の契約の見直しも行うとなっていたわけなのですが、それはどういうスケジュールでやるのか、お願いします。

総務課長（小野塚 均）

まず、協定書につきましては、今後 10 日に「ニュー・グリーンピア津南」の関係者とまた運営協議会を予定しております。そこでもう、最終的に詰めたいと思っております。それから、変更契約につきましても、その日に詰めさせていただきたいと思っております。ですから、できる限り早い時期に協定書あるいは変更契約書、そちらのほうは締結をさせていただきたいと考えております。

（11 番）藤ノ木浩子

スキー場の部門だけ指定管理になったわけですが、契約書そのものにはスキー場を除くわけなので、契約のほうは改めて中身は変わるのでしょうか。もう一度、今の時点でどういうふうになるのか、お聞かせください。

総務課長（小野塚 均）

全面的な改定ということは考えておりません。これは前にも説明したかと思うのですが、「スキー場の部分を除外する。」というような契約をさせていただきたいと、そんなふうを考えております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 27 号について採決いたします。

議案第 27 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8

議案第 28 号 平成 27 年度津南町一般会計補正予算（第 11 号）

日 程 第 9

議案第 29 号 平成 27 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 10

議案第 30 号 平成 27 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 11

議案第 31 号 平成 27 年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 12

議案第 32 号 平成 27 年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 13

議案第 33 号 平成 27 年度 津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（草津 進）

議案第 28 号から議案第 33 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 28 号から議案第 33 号まで一括して御説明申し上げます。各会計とも、今年度、人事院勧告、新潟県人事委員会の勧告及び 4 月に行った人事異動等に伴う人件費の補正、平成 27 年度国の補正予算に関する補正及び平成 27 年度事業の完了を見据えた事業費の精算が主なるものであります。細部につきましては、担当課長にそれぞれ説明させますので、よろしく願います。

総務課長（小野塚 均）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（江村善文）、建設課長（石橋亮一）、教育次長（清水 修）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

20 分間休憩いたします。 —（午後 3 時 00 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後 3 時 20 分）—

これより一括して質疑を行いません。

（4 番）風巻光明

すみません、1 点だけ教えてください。質問いたします。教育委員会の、社会教育費の中の遺跡発掘なのですが、6 ページの繰越明許費で 1,330 万円上げておられます。ところが、今度は歳出の補正で、卯之木地内のどうのこうのといろいろあって、遺跡発掘と写真測量と臨時事務員の遺跡発掘の事務員賃金増で 240 万円くらい上がっていて、トータルするとやはり 1,300 万円くらい、今度は補正の支出増で上がっているのですけれど、この関連性が私は全然わからないので、繰越明許費で 1,300 万円残して、補正で 1,300 万円くらい上げるというのがですね。その二つの関連性を御説明お願いしたいと思うのですけれど。

教育次長（清水 修）

6 ページにつきましては、県からの委託費でございますので、私どもが仕事をするにあたって 100% 県が出すという金額で、私どもは歳入で見込ませていただきました。27 ページでしょうか。文化財保護費で見させていただいているのですけれども、その中に書いてある 5 目全部が事業費ではなく、今までの、ほかの 27 年度で遺跡発掘をする経費もその中に含まれております。例えば、7 節の賃金で 34 万円ほど減額してございます。これは、発掘調査対象者を、組換えでもって、今回上がってきた県からの委託金と、私どもが 27 年度当初予算で見ていた部分を合わせて、当初で上げていた分を減額するようなかたちでございます。需用費の中の修繕費につきましては、これは文化財として、民俗資料館の修繕費でございまして、遺跡とは関係ないものでございます。民俗資料館のタヌキの修繕をしたわけですけれども、その差額の分を減額するというようなもので、合わせて 40 万円ほど違いが出てくるわけです。歳出で 1,290 万円上げてありますが、ここに 40 万円足していただくと、大体 1,330 万円からになるかと思えます。ですので、歳入と歳出、そこがイコールにはならないというものなのです。一般会計と、このたびに歳入で入って来る県からの事業量は、当初予算でマイナスをかけている分と、今回県から上がってきた分、県から上がってきたほかに私どもでそれに付け足している部分もございしますので、必ずしも同額にはならないというものでございます。

（4 番）風巻光明

それを言っているのではなくて、繰越明許費で 1,330 万円を遺跡発掘調査事業で上げてあつ

て、文化財保護費の中の委託料の所に遺跡発掘調査料で委託費 420 万円と測量費 560 万円とか遺跡発掘の賃金 240 万円とかあって。ですから、繰越明許費は今年間に合わないから来年度に送りますよという話ですよ。それを送っておいて、今度は逆に補正で、まだ雪が降っていて遺跡発掘なんてできない状態なのに 3 月補正で遺跡発掘の費用を「委託料が増になりました。」と上げているのがどうも意味が分からないということで、トータルの金額が合うとか合わないとか言っているのではなくて。 — (石田議員「27 年度事業でしなきゃいけない。」の声あり) —
— そこが私だけが分からないのかもしれないのですけれど、すみません。

総務課長 (小野塚 均)

繰越明許は、とにかくこの予算の中で歳出まで全て計上します。計上するのですけれど、例えば、「雪が降って発掘できないから、その分を繰り越します。」ということになりますので、いったんここに全部計上するようになります。それで、「来年度やりますよ。」ということになるのです。歳入だけ繰り越すのではなくて、歳出を繰り越すだけです。一緒にここにいったん計上するということになっています。 — (風巻議員「わかりました。すみません。」の声あり) —

(9 番) 大平謙一

1 点だけ、地域振興課長にお願いします。21 ページの農業振興費の経営強化支援事業補助金というのがあるのですけれど、この担い手に 3 件ばかり、これから採用になる可能性があるというところで上げてあるのだそうですけれど、どのような事業が採択になったのでしょうか。

地域振興課長 (江村善文)

この事業内容としましては、3 件、農業法人と個人なのですけれども、内容的には 1 件は、トラクターとブームスプレイヤーを購入するものです。もう 1 件は、ユリ切花の集出荷施設の作業所建設です。もう 1 件が、精米プラントの建設です。精米プラントは要は、玄米から精米にするところの石抜きとか精米機、梱包機、そういう一連の部分を購入するということになります。

(11 番) 藤ノ木浩子

18 ページをお願いします。福祉保健課長に、この扶助費の減についてお聞きしたいのです。かなり減額になっているのですけれども、特に就労支援 A が計画より少なくなったということなのですが、計画時点で何人で、今現在はどうなっているのかということをお聞かせ願いたいのですが。それから、介護保険特別会計の 5 ページ、介護手当繰入金というのがあるのですが、これは在宅介護手当ですよ。この説明で「国の支援事業がどうのこうの…」と課長はおっしゃったような気がしたのですが、それとの関係はどうか。これが全部、この 1 年間の在宅介護手当でしょうか。その辺をもう少し詳しくお聞かせください。

福祉保健課長（高橋秀幸）

まず、一般会計の障害の関係の扶助費です。大分大きな額の減額ですけれども、基本的には当初予算で計上している分については、「今年度こういう方がいて、これくらいの人数が利用するであろう」という基で予算を組むものですので、実際その施設サービスを使わなかったということが一つの理由です。それから、障がい者の就労継続支援のA型B型がありますけれども、これについても事業所が新しくできるという想定の中かでサービスの利用者を多く見込んでいたのですけれども、それが減額になったということで、障がい者の就労継続支援給付費についても3,500万円という大きな減額になったものでございます。それから、介護保険特別会計のほうの在宅介護手当分でございますけれども、これにつきましては、国の地域支援事業の交付要綱というものがございまして、従来、その町の在宅介護手当分については国県の補助対象になっていたのですけれども、年度末になりまして、27年度4月に遡って、今度はそういうものは対象にしませんよ」という国の方針が出まして、うちのほうもあわてたのですけれども、その分について国県の補助金、それから町の一般会計の繰入金を減額して、全体800万円について一般会計からの繰入金で対応するという内容でございます。

（11番）藤ノ木浩子

もう一度、就労支援Aについてなのですが、新しくできるというのは、パン屋さんの関係なのですか。就労支援Aというのは、もう一つ「(株)サンファーム」さんもありますよね。こちらも人数的には減になっているのでしょうか。3,500万円で大きいのですけれど、大体人数にしてどのくらいになるのか。その「(株)サンファーム」のほうも状況をお聞かせ願いたいのですが。

福祉保健課長（高橋秀幸）

町内の事業所だけではなくて、町外の就労継続支援A型の事業所に通っている方もいらっしゃいますので、そういった方の利用についても利用が少なかったということで、その分も減額になっているということで、御理解いただきたいと思います。 —（藤ノ木議員「人数については。」の声あり）— 人数については、「工房なかさと」さんがいますけれども、そこについては当初予算に比べて2名が減額になったと。それ以外の数字については、今のところ把握しておりません。

（5番）恩田 稔

地域振興課長にお尋ねします。先ほど、大平議員もお話ありましたけれども、資格は認定農業者ということで、250人いるというなかでたった3軒というのは、これはやはりハードルが高くてなかなか認定というか、申し込めないのかどうか。それから、建設課長にお願いします。23ページなのですが、住宅改修事業補助金の減がありますけれども、今年はこの事業の総事業費と言いますか、各建築屋さんのほうでやったわけなのですが、その総工事費のようなものがわかりましたら、お願いします。それと、教育次長に、 —私が聞き漏らしてしまったのですけれども— 19ページの児童福祉総務費なのですが、その中の19節の負担金

補助金のところ。さっき確かタクシー代というお話だったと思うのですが、これは何かイレギュラーになったときにこうなるのか、もう少し説明してください。それともう1点、20ページの委託料。認可保育所費の委託料なのですけれど、こちらからよその所に行って、その保育園に行くときの費用の差額を、こちらで支払うという70万3,000円がありますけれども、これは要は何か月分なのか、もう一度お願いしたいのです。以上です。

地域振興課長（江村善文）

この事業が、今言われたように大変ハードルが高くて、要件の一つとしては今の認定農業者というのがあるのですが、それ以外に「3年間で10%の売上高を上げなければいけない。若しくは、10%の節減をしなければいけない」というのが、まず条件としてありまして、そのほかに「6次産業化をしなければいけない」とか「経営の規模拡大をしなければいけない」とか、そういうようなことで、それぞれポイント制になっておりまして、20点満点で計算をして、先ほど説明した10人申込みがあったのですけれど、殆どが6点、7点で、それだと事業採択にできないのではないかということでした。今回の3件の方については、10ポイント以上の方を選定して対象としました。

建設課長（石橋亮一）

住宅改修の総事業費ということでございます。27年度の利用件数が104件で、総事業費で1億6,570万円ほどになっております。補助金が1,433万3,000円なのですけれど、それで割り返しますと、11.56%と言いますか、11倍というふうなことでございます。

教育次長（清水 修）

それでは、2件でございまして、タクシー通園についてでございますが、今、保育園に通っているお子さんにつきましては、自家用車とタクシー、またバス等含めてなのですけれども、一定の距離以上のお子さんについては補助するというのを町の規定で定めてございます。そのなかで、今回、お願いしたのは、タクシーだけでなく子どもの通園日数で、自家用車で家族の方が送って通っている方の分も日数が固まってきましたので算出をいたします。それから、タクシーについては毎月なのですけれども、片道1,000円、朝晩であれば2,000円になりますけれども、保護者が負担した以上の分については、町負担でもって補助するということになっております。ですから、小さい村であれば、1人の場合もありますし、5人まとまるようなときもございまして。計算式は、町の例規集の中に入っておりますので、また細かなところはそれを見ていただきたいと思います。それから、広域入所の関係の御質問で、20ページだったでしょうか。4人の方がいらっしゃいます。三条市で1か月半、十日町市が1か月、上越市で7か月、四国の西予市で3か月の4人でございまして。御承知のように津南町であれば、国基準の2分の1で算定しておりますけれども、私どもが今度は町外の市町村にお願いするときは国基準で請求が来ますので、その差額は町が負担するというようなかたちでございまして。

(5番) 恩田 稔

建設課長にもう一つお聞きしたいのですけれど、104件で当初よりも少なくなっているわけですが、これと似たような克雪住まいづくり支援事業費補助金も減だし、あるいは耐震とかそういったところもみんな減なのですけれども、これはみんな町内の仕事に割とつながっているのではないかと思うのです。こういうふうにも今年のように減額になるというのは、もう少し検討してもいいのではという気がしましたので、翌年に向かって少し検討いただければと思います。以上です。

建設課長 (石橋亮一)

補助金の減額をさせていただいております。ちなみに、この住宅改修に関しましては、平成21年からやらせていただいております。21年度で110件、災害があった23年・24年とかなりの件数を使っていただいておりますが、25年度以降も100件前後で推移しております。あとは、住宅の診断と改修については、地震直後は多少利用する方もいらっしゃったのですけれども、それ以降だんだんと(減って)、改修については今年はゼロ件ということでございます。囑託員会議などで建設課対応の補助事業のPRもさせてもらっているのですが、地震で影響がなかったということでなかなか踏み切られないというか、1万円で診断はできるのですけれども、実際に応募がないというのが実態ですが、ある程度、その都度また広報に努めてまいりたいと思っております。

(2番) 村山道明

建設課長に確認と言いましょうか、お聞きしたいのです。今年は消雪ですので、町道の除雪委託料が減るのかなと思っております。契約内容が分かりませんので、1か月切っているわけですが、最終的な補正もするのかどうか。消雪で除雪機の燃料費が減るのではないかと考えているのですが、それらについて少ないのであれば減額措置が必要になるのではないかと考えています。その点をお願いします。

建設課長 (石橋亮一)

除雪の委託費については、27年度で4,500万円ほどかと思っております。こちらにつきましては、年間で委託しているものと実質稼働ということで委託している二パターンがあるのですが、その辺も加味して、また実質稼働に照らし合わせて調整も考えております。燃料費につきましては、価格も下がったということで、かなり浮くというふうには見ておりますが、今回、稼働時間というよりも機械の修繕料がかなり掛かっておりまして、そちらのほうに若干回させていただくようなこともあるのではと、今の時点では想定をしております。

議長 (草津 進)

ほかに質疑はありませんか。

(8番) 津端眞一

このあと課長の所に行けば簡単に済むような質疑なのですが、地域振興課長に1点と建設課長に1点。繰越明許の件ですが、先ほど、500万円の県単農地開田、二つの集落を言いましたが、もし差支えなかったら金額を、あこがいくらこっちがいくらとお願いしたい。それから建設課長、石坂の雪崩(落石)防護柵。災害復旧ということですが、私も散々自分で災害復旧をやりました。原形復旧と言いまして、本当になぜもう少し丈夫なものできないかというジレンマがあるのですけれども、もっと強度の高いものにするには、災害復旧では認められないということなのですか。その2点をお願いします。

地域振興課長(江村善文)

集落別にとということでしょうか。大井平集落で、約150万円になるかと思います。残り350万円が上野集落ということになると思うのですが、確定した数字は言えません。大体そのくらいだと思います。

建設課長(石橋亮一)

災害復旧につきましては、原形復旧が基本でございます。ただ、今回の石坂の落石防護柵につきましては、今まで農道でこういう施設を付けている場所がなかったのだそうです。それで、復旧の補助対象になるかどうか国のほうでいろいろ調整いただきまして、「落石であればなんとかしよう。」ということでした。「雪崩というのは、もう農道では考えられない。」ということで、対象事業にはなれないということしております。ただ、通常の水路関係の復旧であれば、土羽で付いていたものが、土羽の復旧では今度は持たないと言いますか、その場合にはブロックや土留にふとん籠ということで強度を上げることはできますが、最近はなかなか難しくなっておりまして、よほど急な土羽勾配でなければ、ブロックも入れさせてもらえないというふうなことが実態でございます。

地域振興課長(江村善文)

すみません。今の数字を少し訂正させてもらいたいと思います。大井平集落が210万円で、上野集落が280か285万円くらいということで、お願いします。

議長(草津 進)

他に質疑はありませんか。

—(質疑者なし)—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案毎に行います。

議長(草津 進)

議案第28号について討論を行いません。

—(討論者なし)—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第28号について採決いたします。

議案第 28 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 29 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 29 号について採決いたします。

議案第 29 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 30 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 30 号について採決いたします。

議案第 30 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 31 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 31 号について採決いたします。

議案第 31 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 32 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 32 号について採決いたします。

議案第 32 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 33 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 33 号について採決いたします。

議案第 33 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 14

議案第 34 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 15

議案第 35 号 平成 28 年度津南町一般会計予算

日 程 第 16

議案第 36 号 平成 28 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 17

議案第 37 号 平成 28 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 18

議案第 38 号 平成 28 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 19

議案第 39 号 平成 28 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 20

議案第 40 号 平成 28 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 21

議案第 41 号 平成 28 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 22

議案第 42 号 平成 28 年度津南町病院事業会計予算

議長（草津 進）

議案第 34 号から議案第 42 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 34 号から議案第 42 号まで一括して御説明を申し上げます。平成 28 年度の予算規模につきましては、一般会計で 75 億 300 万円、前年度比 10.40%の増、特別会計並びに病院会計では総額で 59 億 9,517 万円、前年度比 2.37%の増となり、一般会計・特別会計・病院会計を合わせた総予算額では 134 億 9,817 万円、前年度比 6.69%の増となったところであります。各予算の主要な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりであります。平成 28 年度の一般会計予算及び各種特別会計予算につきまして、十分なる御審議を賜り、御承認くださるようお

願ひ申し上げますとともに、計画いたしました各事業が円滑に推進できますよう議員の皆様をはじめ、町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

議長（草津 進）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から3月16日まで休会とし、8日と9日は常任委員会審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、明日から3月16日まで休会することに決定いたしました。

3月17日は定刻の午後1時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後3時53分）—